

第103号議案

足立区こども支援センターげんき条例

上記の議案を提出する。

平成24年9月21日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区こども支援センターげんき条例

(目的)

第1条 この条例は、足立区こども支援センターげんき（以下「こども支援センターげんき」という。）を設置し、子どもの養育及び教育に係る相談及び支援を家庭、学校及び関係機関と連携して行い、もって子どもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 こども支援センターげんきの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 足立区こども支援センターげんき

位置 東京都足立区梅島三丁目28番8号

(事業)

第3条 こども支援センターげんきは、次の事業を行う。

(1) 子どもの養育及び教育に係る相談に関すること。

(2) 子どもの養育及び教育に係る家庭及び学校の支援に関するこ

と。

(3) 特別支援教育の推進に関すること。

(4) 関係機関との連携及び調整に関すること。

(5) 施設の提供に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

(施設)

第4条 こども支援センターげんきの施設のうち研修室は、区民の利用に供することができる。

2 研修室を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

3 教育委員会は、前項の承認に際し、必要があると認めたときは、条件を付することができる。

（使用の不承認）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

（1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（2） 営利を目的とすると認められるとき。

（3） 施設の管理上支障があると認められるとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不適当と認めるとき。

（使用料）

第6条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、使用料を減額又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第8条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用承認の取消し等）

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項の使用承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制

限することができる。

(1) 第5条第1号から第3号までのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 使用の目的又は使用の条件に違反したとき。

(3) この条例若しくは教育委員会規則（以下「規則」という。）に違反し、又は教育委員会の指示に従わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。

（原状回復の義務）

第10条 使用者は、施設の使用を終了したときは、使用した設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止され、若しくは使用を制限されたときも、同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行し、その費用を徴収することができる。

（損害賠償の義務）

第11条 使用者又は利用者は、施設の使用又は利用に際し、施設及び付帯設備を毀損又は滅失した場合は、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

（入館の拒否等）

第12条 教育委員会は、こども支援センターげんきの秩序を乱し、又は乱すおそれのある利用者に対し、入館を禁じ、又は退館させることができる。

（委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（足立区教育相談センター条例の廃止）

2 足立区教育相談センター条例（平成5年足立区条例第35号）は、廃止する。

（足立区こども家庭支援センター条例の廃止）

3 足立区こども家庭支援センター条例（平成13年足立区条例第44号）は、廃止する。

（経過措置）

4 施行日以後のこども支援センターげんきの施設の使用に係る申請、承認その他の行為は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

#### 別表（第6条関係）

使用区分 施設名	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～午後零時30分	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
研修室1	1,700円	2,200円	2,700円	6,000円
研修室2	1,700円	2,200円	2,700円	6,000円
研修室3	4,500円	5,800円	7,000円	1万5,900円

#### 備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 2 付帯設備の使用料は、1件1回につき5,000円以内において教育委員会が定める額とする。

（提案理由）

教育相談センター及びこども家庭支援センターを統合し、こども支援センターげんきとして設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。